

# 建設業者等指名除外要綱

平成 17 年 4 月 28 日

要綱 第 2 0 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三原市契約規則（平成 17 年三原市規則第 63 号）第 23 条の規定に基づき、一般競争入札及び指名競争入札の入札人並びに随意契約の相手方となるため、市長の資格の認定を受けて三原市競争入札参加資格者名簿に登載されている建設業者（以下「資格者」という。）の指名除外に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名除外)

第 2 条 市長は、資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、その資格者を指名除外するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名除外しようとする者（別表第 18 項に該当する者を除く。）を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している資格者も、併せて指名除外するものとする。

3 市長は、工事の請負契約のための指名において、指名除外期間中の者を指名してはならない。入札前において、現に指名している資格者を指名除外したときは、指名除外した者の指名を取り消すものとする。

(指名除外の期間)

第 3 条 指名除外の期間は、それぞれの事案の情状に応じて、別表に定める期間の範囲内で市長が定める。

2 指名除外しようとする者（以下「対象者」という。）が 1 件の事案により別表の措置要件の 2 以上に該当するときは、それぞれの措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期のうち、最も長いものをもって指名除外の期間の短期及び長期とする。

3 対象者が次に該当する場合における指名除外の期間の短期は、別表に定める短期の 2 倍の期間とする。ただし、当初の指名除外の期間が 1 月に満たないときは 1.5 倍の期間とする。

(1) 指名除外の期間中又は期間満了後 1 年を経過するまでの間に、別表の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。

(2) 別表第 2 項、第 9 項又は第 12 項の措置要件に係る指名除外の期間の満了後

5年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2項、第9項又は第12項の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。

4 指名除外の期間中に、別表の措置要件に該当することとなったときは、新たに該当する措置要件について指名除外すべき期間から現に行っている指名除外期間との重複期間の2分の1の日数を控除した期間を加算する。

5 市長は、対象者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表並びに第2項及び第3項の規定による指名除外の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名除外の期間を当該期間の2分の1までの期間に短縮することができる。

6 市長は、対象者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表の長期を超える指名除外の期間を定める必要があるときは、指名除外の期間を当該長期の2倍（ただし最大24月以内）まで延長することができる。

7 市長は、指名除外の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表及び前各項に定める期間の範囲内で指名除外の期間を変更することができる。

（下請負人及び共同企業体に関する指名除外）

第4条 市長は、第2条の規定により指名除外する場合において、その指名除外について責めを負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、元請人の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人も併せて指名除外するものとする。

2 市長は、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）若しくは共同企業体の構成員が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体及びその構成員である資格者（明らかに当該指名除外について責めを負わないと認められる者を除く。）を指名除外するものとする。

（指名除外の解除）

第5条 市長は、指名除外期間中の資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、その資格者の指名除外を解除するものとする。

（指名除外に該当する資格者の発生等の報告）

第6条 建設工事を主管する課長は、資格者が別表のいずれかに該当すると認めた

ときは、遅滞なく市長に報告するものとする。

(処理の決定)

第7条 市長は、前条の報告その他によって資格者の指名除外事由、指名除外期間の変更事由又は指名除外の解除事由を知った場合において、指名除外、指名除外期間の変更又は指名除外の解除（以下「指名除外等」という。）を行うときは、建設業者選定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いてから行うものとする。ただし、指名除外等をこの要綱及び各措置要件についてあらかじめ審査会で定めた基準に基づいて定める場合並びに別表第18項の措置要件に基づく指名除外を行う場合については、審査会を経ないで、指名除外を行うことができるものとする。この場合においては、その直後の審査会において報告しなければならない。

2 前項の審査会の意見を徴する事項は、次のとおりとする。

(1) 指名除外しようとする場合は、その可否及び指名除外期間

(2) 指名除外期間を変更しようとする場合は、その可否及び変更期間

(3) 指名除外を解除しようとする場合は、その可否

(指名除外等の決定通知)

第8条 市長は、指名除外等をしたときは、遅滞なく当該資格者に対して、別に定める様式により通知するものとする。

2 市長は、指名除外をした者に対し前号の通知をする場合において、その指名除外の理由が市関係工事に関する事由に係るものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(指名除外に至らない事由に関する措置)

第8条の2 市長は、別表各項に掲げる措置要件のいずれにも該当しない場合において、必要があると認めるときは、当該資格者に対し、書面で注意を行うことができる。

(一般競争入札の参加の制限)

第9条 市長は、条件付一般競争入札において、当該入札の公告日から入札日までの間のいずれの日においても指名除外を受けていない者でなければ、当該工事の入札に参加させてはならない。入札前において、当該工事の入札に関し、現に入札参加資格があると通知している資格者を市長が指名除外したときは、指名除外した者の入札参加資格を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 市長は、指名除外期間中の者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長が承認したときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第11条 市長は、建設工事に関して、指名除外期間中の者が下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名除外等の公表)

第12条 指名除外等をしたときは、遅滞なく契約課において閲覧に供し、及び三原市ホームページへ掲載するものとする。

(その他)

第13条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定に基づき、一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約の相手方となるため、市長の資格の認定を受けて測量・建設コンサルタント等業者名簿に登載されているコンサルタント業者等についても適用する。この場合において、要綱（別表を含む。）中「建設業者」とあるのは「測量・建設コンサルタント業者」と、「建設工事」とあるのは「コンサルタント等業務」と、「工事」とあるのは「業務」と、「請負工事」とあるのは「委託業務」と、「請負契約」とあるのは「委託契約」と、「施工」とあるのは「実施」と読み替えるものとする。

2 この要綱の定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度審査会の意見を聴いて、別に定めるものとする。

(物品、業務委託の場合における準用規定)

第14条 前各条の規定は、物品の製造の請負、買入れ、売払い、賃貸借及び業務委託の契約について準用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月28日から施行する。

附 則（平成18年7月10日三原市要綱第76号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月5日三原市要綱第112号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年5月10日三原市要綱第107号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日三原市要綱第 45 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 3 日三原市要綱第 75 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日三原市要綱第 42 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>（故意による粗雑工事）</p> <p>1 請負工事の施工に当たり，故意に工事を粗雑にし，又は設計書に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>（入札妨害又は談合）</p> <p>2の1 次の(1)又は(2)に該当することとなったとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が，入札妨害の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) (1)の場合にあつて，市と締結した請負契約に係る工事（以下「市発注工事」という。）に関するとき。</p> <p>2の2 次の(1)から(3)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が，談合の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) (1)の場合にあつて，市発注工事に関するとき。</p> <p>(3) (2)の場合にあつて，談合情報対応マニュアルに基づいて談合の事実がないとの誓約書を提出している工事に関するとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>9か月以上18か月以内</p> <p>12か月以上24か月以内</p>
<p>（契約妨害）</p> <p>3 市の発注する工事の請負契約において，落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から12か月</p>
<p>（監督・検査妨害）</p> <p>4 市発注工事の監督又は検査の実施に当たり，その監督又は検査を行う者の職務の執行を妨げたと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 6か月以上12か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>5 市の発注する工事の請負契約に係る一般競争又は指名競争において、入札参加希望書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 2か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>6 次の(1)又は(2)に該当するとき。  (1) 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)  (2) 市発注工事以外の工事(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>7 他の号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 1か月以上4か月以内</p>
<p>(公衆損害及び工事関係者事故)</p> <p>8 安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)から(4)のいずれかに該当することとなったとき。  (1) 市発注工事の施工に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者(軽傷者を除く。)を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。  (2) 一般工事の施工に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。  (3) 市発注工事の施工に当たり、工事関係者に死亡者又は負傷者(軽傷者を除く。)を生じさせたと認められるとき。  (4) 一般工事の施工に当たり、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上4か月以内</p> <p>2週間以上2か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の(1)から(3)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>イ 資格者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ 資格者の使用人で一般役員等以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が広島県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が広島県以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>8か月以上24か月以内</p> <p>6か月以上18か月以内</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上2か月以内</p>
<p>(契約締結拒否)</p> <p>10 市の発注する工事の請負契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p>



措 置 要 件	期 間
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>1 1 次の(1)から(6)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 代表役員等又は一般役員等が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(2) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(3) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(4) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(5) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは(4)に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(6) 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1 2 か月以上 2 4 か月以内</p> <p>1 0 か月以上 2 0 か月以内</p> <p>8 か月以上 1 6 か月以内</p> <p>8 か月以上 1 6 か月以内</p> <p>6 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>1 か月以上 1 2 か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>1 2 次の(1)から(6)のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) (1)の場合にあつて、市発注工事に関するとき。</p> <p>(3) (2)の場合にあつて、談合情報対応マニュアルに基づいて独占禁止法違反の事実がないとの誓約書を提出している工事に関するとき。</p> <p>(4) (1)の場合にあつて、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。</p> <p>(5) (4)の場合にあつて、市発注工事に関するとき。</p> <p>(6) (5)の場合にあつて、談合情報対応マニュアルに基づいて独占禁止法違反の事実がないとの誓約書を提出している工事に関するとき。</p>	<p>認定又は告発した日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>9か月以上24ヶ月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>9か月以上18か月以内</p> <p>12ヶ月以上24か月以内</p>
<p>(業務に関する法令違反)</p> <p>1 3 業務に関し法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(指示又は営業停止)</p> <p>1 4 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項若しくは第2項の規定に基づく指示又は同条第3項の規定に基づく営業停止の処分を受けたとき。</p>	<p>指示又は処分の事実を知った日から</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>1 5 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>1 6 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(代理人等の禁止)</p> <p>1 7 この要綱に基づく指名除外の期間中の者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用し、又は入札代理人として使用したと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(営業不振)</p> <p>1 8 営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 別に通知する日まで</p>
<p>(談合関連行為)</p> <p>1 9 偽計又は威力を用いて、一般競争入札又は指名競争入札の公正を害するおそれのある行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(工事成績の不良)</p> <p>2 0 三原市工事成績評定要綱(平成17年三原市要綱第236号)第5条第2項の工事成績評定表における評定点合計の平均が過去2年連続して60点未満であるとき。</p>	<p>認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>

備考

- 1 この表の第11項から第13項及び第15項において「業務」とは、当該資格者が営業として行うすべての業務(管理的な業務を含む。)をいう。
- 2 この表の第2項、第9項及び第13項の期間は、逮捕後公訴提起される場合においては通算することができるものとする。